

# 中小企業振興基本条例への 意見を募集しています!!

## ●パブリック・コメントとは

公的な機関が政策や条例などを制定しようとするときに、広く公（パブリック）に意見・情報・改善案（コメント）を求める手続きのことをパブリック・コメントといいます。鞍手町では、住民参画制度の手法の一つである「パブリック・コメント制度」を導入し、住民の皆さんの多様な意見・情報等を政策や条例などに反映させることにしています。また、提出された意見は鞍手町の考え方とともに公表を行います。

## ●条例案の公表期間

8月1日（水）から31日（金）まで

## ●提出方法は？

▽指定の様式で提出

公共施設に備え付けている指定の様式に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。なお、指定の様式は町ホームページからダウンロードすることもできます。

- ① 役場地域振興課窓口への持参
- ② 郵便・ファックス

\* 指定の様式を利用できない場合は、

- ① 住所、② 氏名、③ 連絡先、④ 提出日、⑤ 意見を明記した用紙を提出してください。

▽町ホームページから提出

パソコン・スマートフォンなどから意見の提出ができるよう、町ホームページには『パブリック・コメント専用フォーム』を設置していますのでご利用ください。

## ●問い合わせ・提出先

役場地域振興課地域振興係  
 ☎ 42局2111番、FAX・  
 42局5693番まで

●条例案の情報入手方法は？  
 多くの意見をいただけるよう、次の公共施設で公表するほか、町ホームページにも掲載します。  
 ▽公表場所＝役場、中央公民館、くらしの郷  
 ▽町ホームページ＝  
<http://www.town.kurate.lg.jp>



### 鞍手町中小企業振興基本条例とは？【担当：地域振興課地域振興係】

中小企業が鞍手町の経済の発展に果たす役割の重要性を意識して今後について考え、その振興に関し、基本理念を定めるものです。町の責務、中小企業や経済団体等の役割を明らかにするとともに、地域経済の持続的発展の実現と町民生活の向上に貢献することを目的とした条例です。



## 意見提出期限 8月31日(金)

### \*\*パブリック・コメントの流れ\*\*

